

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

## 産 業 建 設 委 員 会

開 催 日：平成28年12月14日(水)

開催時間：9時30分～15時26分

開催場所：議会第1委員会室

議会全員協議会室

【委 員】笹田委員長、飛野副委員長

串崎委員、布施委員、牛尾博美委員、原田委員、牛尾昭委員

【委員外】足立、岡野、柳楽、小川、森谷、野藤、岡本、芦谷、佐々木、渋谷、西村、江角

【議長団】議長、副議長

【執行部】

(産業経済部) 中村産業経済部長、田村産業経済部参事、来原産業経済部企画監、村武産業政策課長、竹中産業振興課長、井上ふるさと寄附推進室長、佐々木広島市場開拓室長、川神農林振興課長(併農委事務局)、佐々本農林振興課副参事、吉田水産振興課長、石田漁港活性化室長、岡本観光交流課長、倉井産業企画係長

(都市建設部) 下垣都市建設部長、河野建設企画課長、吉川建設整備課長、吉田地籍調査課長、坂田維持管理課長、佐々木建築住宅課長、西川建設庶務係長

(金城支所) 吉永金城支所長、畑金城支所産業建設課長

(旭支所) 田村旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 細川弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 斎藤三隅支所長、永井三隅支所産業建設課長

【事務局】 鎌原書記

### 議 題

- 1 議案第86号 浜田市景観条例の制定について
- 2 議案第87号 浜田市一般市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第88号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 4 議案第89号 弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第106号 指定管理者の指定について(浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設)
- 6 議案第107号 指定管理者の指定について(森の公民館)
- 7 議案第108号 指定管理者の指定について(浜田市ふるさと体験村施設)
- 8 議案第109号 指定管理者の指定について(浜田市八戸川農村公園)
- 9 議案第110号 指定管理者の指定について(浜田市地域材利用促進交流館)
- 10 議案第111号 指定管理者の指定について(浜田市公設水産物仲買売場)
- 11 議案第112号 指定管理者の指定について(岡見漁業振興会館)
- 12 議案第113号 指定管理者の指定について(浜田市地域交流プラザ)
- 13 議案第114号 指定管理者の指定について(浜田市三隅特産品展示販売センター)
- 14 議案第115号 指定管理者の指定について(黒川改良住宅)
- 15 議案第116号 指定管理者の指定について(浜田市一般市営住宅及び浜田市特定公共賃貸住宅(金城地区))
- 16 議案第117号 指定管理者の指定について(浜田市一般市営住宅及び浜田市特定公共賃貸

住宅（旭地区）

- 17 議案第118号 指定管理者の指定について（浜田市営地域定住住宅及び弥栄若者定住化住宅）
- 18 議案第119号 指定管理者の指定について（浜田市集団移転住宅及び浜田市若者住宅）
- 19 議案第122号 市道路線の廃止について（美川北5号線外）
- 20 議案第123号 市道路線の認定について（美川北5号線外）

## 21 執行部報告事項

- (1) ブランディング実践セミナーの開催について
- (2) ふるさと寄附について
- (3) ふるさと寄附（ふるさと応援基金）の活用について
- (4) 元谷団地の入植者募集について
- (5) 漁業別水揚げについて
- (6) 浜田港四季のお魚カレンダーについて
- (7) 第1回山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン収支決算について
- (8) 美又温泉会館の状況について
- (9) 浜田市住宅マスタープラン（案）のパブリックコメントの実施について
- (10) その他

## 22 所管事務調査

- (1) 「BUY浜田運動」の取組状況について
- (2) インバウンド対策の取組状況について
- (3) TWILIGHT EXPRESS 瑞風の運行について
- (4) 浜田の広葉樹活用プロジェクト

## 23 その他

【議事の経過】

[ 9 時 30 分 開議 ]

笹田委員長

ただいま、出席委員は7名で定足数に達しております。直ちに本日の委員会を開催いたします。

本日は、所管事務調査の(4)を先にさせていただき、10時より全員協議会室へ移動して再開する予定にしておりますのでよろしくお願いいたします。

**22. 所管事務調査(4) 浜田の広葉樹活用プロジェクトについて**

笹田委員長

それでは説明を農林振興課長よろしく願いいたします。

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

原田委員

素材の調達でミズメザクラや栗などの群生は少ないと思いますが、この辺りでは抜きごりといいますが、山に入って一本一本とってくるのですが、周辺の材木はどのような処理になるのでしょうか。

オークヴィレッジ

一本ずつではなく面で伐採していきます。

山村振興財団理事

端から全部切っていきます。いろんな種類の木が出てきます。今まで広葉樹は日本製紙にパルプで納めていましたが、その中でミズメザクラなどを出して製品にするわけで、1本ずつ切るわけではありません。今年は12ha、3500㎡伐採しています。その中で使えるものを選んで製品にしています。

オークヴィレッジ

製品にできるもので付加価値をつけていくということです。

山村振興財団理事

浜田市で約3万6千haの広葉樹がありますので、このまま切っていくと千年くらいは大丈夫だと思います。広葉樹は後から芽が出ますので全部伐採しても、また千年の森が出てくるということになります。

布施委員

昔で言うOEM、相手先ブランドがやっと広葉樹でできたのではないかと思います。生産材料ですが、木工製品というのは神社などにある100年くらいのイチョウの木が倒れてそれを利用して特長のある木工製品に変えてブランド化する方法があると思いますが、住民から自分は300年くらいの木を持っているが買い取ってブランド製品して売ってもらえないだろうかという話があったら買い取ってもらえるのでしょうか。

オークヴィレッジ

今言われた同様なケースが、オークヴィレッジにも年に何件か問い合わせがあります。例えばそこまで引き取りに行って製材、乾燥させてこれくらいコストがかかり、こういう製品を作るとこのくらいの価格のものが何個できてペイしますという条件の中で折り合いがつけば仕事として受けています。具体的に言いますと東京の大きな神宮で森の管理のお手伝いをしていますが、台風などで木が倒れたりします。それを年に何回かお預かりをして製材乾燥させて木の鈴などを作成しています。企業から自分の敷地内に木があつてという話もいただきます。いろんなケースがあると思いますがビジネスにならないと難しいと思います。個別に対応してお客様がそれでいいということになれば対応できると思います。

布施委員

相談してくださいということですね。

オークヴィレッジ

合う場合と合わない場合があると思いますので相談していただければと思います。

牛尾昭委員

なぜ浜田で起業されたのかを一言で説明していただければと思います。

オークヴィレッジ

西部山村振興財団の三浦理事さんとの出会いがあつたからだだと思います。実際に浜田に来て山も含めて見させていただきました。日本の山は戦後伐

採していることが多いので広葉樹でも5、60年生が多いのですが、これだけ種類が多くて立派な材料を持っている地域は少ないと思います。三浦理事にお話をいただき、何度かお邪魔して地域の方とも話をさせてもらいまして、その辺をつなぎ合わせると日本の中でも少ない確立で産業を起せるのではと思いました。ビジネス的な視点から見ても商機があるのではと思いました。

笹田委員長

今後も浜田市を盛り上げていただくようよろしくお願いいたします。  
( 全員協議会室へ移動 )

笹田委員長

それでは再開いたします。

## 1. 議案第86号 浜田市景観条例の制定について

笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。

( なしとの声 )

笹田委員長

委員から質疑はありますか。

布施委員

議案では3月31日までは県条例が生きており、4月1日以降は浜田市の条例にしていくということですが。これまでの県条例は広い意味で規定がありましたが、浜田市条例も広く網羅できるようになっているのか。第8条で重点地区が3地区あると言われていています。重点地区以外の部分について条例の違いがあるのかお聞きします。

建設企画課長

これまで施行されてきた県条例と4月1日からの浜田市景観条例との違いですが、全体的にはほぼ同じで、県条例と同じように網羅しています。ただ県条例との違いは屋外広告物について、市は25平米以上に対しても審査を行うことと、水面の上に立てるものは県にはないですが市では盛り込んでいます。重点地区を浜田市は三ヶ所設けていたりも加えた状況です。

重点地区以外は県条例とほぼ同じです。

布施委員

浜田市の条例にすることで、県条例より広く網羅できるということですね。

建設企画課長

浜田にあった固有の景観を守っていこうという意味合いがあります。

布施委員

第9条で建物等の形態や意匠及び色彩とありますが、意匠というのが聞き慣れない言葉です。建物自体のデザインやシンボルマークといった工夫を凝らした建物のことなのか、色彩とは屋根や外観はどこまでを指定するのか。東京で問題になりました漫画家の方の例もあります。判断はどのように考えていますか。

建設企画課長

意匠という言葉はデザインと考えてもらおうとよろしいかと思えます。どういう色かといった判断ですが、景観審査基準のガイドラインを今年度1年かけて考える予定にしています。具体的な基準はガイドラインをもとに判断や審査、指導をさせてもらったらと思っています。

布施委員

色の判断は難しいと思います。第6章に表彰助成云々とあります。島根県は景観賞というのがあります。浜田市独自の景観で選んだ視点になりますか。ダブリませんか。

建設企画課長

はっきり確認は出来ていませんが、県から市の条例に移行になるので、浜田市独自の表彰になるのか県から移行になるのかは確認できていません。

布施委員

制限をすると色々と地域の特性や住民の意見が出てくると思います。これがベストではないと思っていますので、意見の合意を図っていかないといいません。上乘せ制限をかける必要もあると思います。そういう柔軟性

建設企画課長 は考えておられますか。

建設企画課長 景観計画を作っているところですが、届出が必要な大きさ、高さを表現しています。それに関してはガイドラインをもとに判断しますので、更にそれを越えた部分は考えていません。そういう状況が出た場合は、景観審議会を作る予定なのでその中で審査や提案をいただける状態にしようと思います。

布施委員 審議会に出たものは意見集約して、条例を作った後も上乘せ部分を考えていくということよろしいですか。

建設企画課長 都市建設部長 上乘せというか、変更ということでしょうか。

建設企画課長 都市建設部長 基準を変えることはないかと思いますが、ガイドラインに示す目安に問題があれば審議会にかけて、見方を変えることはあろうかと思いますが。基準そのものを変えることはありません。

笹田委員長 他に。

原田委員 第7条について、具体的には重点地区というのはどうやって決めるんですか。

建設企画課長 今、景観重点地区としているのが3地区あります。景観計画策定の審査会があってその中でアンケートやワークショップの中で挙げられたものを審査してもらいながら、計画に盛り込んであります。

笹田委員長 重点地区をどうやって定めていくかという質問なのでその辺を明確に答えていただければと思います。

建設企画課長 市を代表する優れた景観の眺望を有しているとか、地域の拠点になって良好な景観を作っていくべき地区、または地域住民の方々の景観形成意識が高くまちづくり気運が高い等で3地区を選定しています。

原田委員 審議会の中で最終決定していくということですか。

建設企画課長 景観計画を策定中ですが、この中で重点地域というのをもう決めていきます。

原田委員 提案条例説明資料の第22条。景観重要構造物及び景観重要樹木の管理の基準とありますが、景観重要構造物については助成処置も受けられるようになっていきます。これは全てそういうことが当てはまるのでしょうか。

建設企画課長 地域にお宝や建物や木があると思いますが、地域の意見や要望をあげていただき、審議会にかけながらこれから指定になるかどうか協議をします。また補助金をもってということも必要になれば考えなくてはいけないと思っております。

原田委員 重点地区3ヶ所はこのままずっと継続しますか、これは県の条例で決められているのでしょうか。

建設企画課長 今の3地区は計画の中で考えさせてもらっています。この条例をここで通していただければ告示をさせていただき、4月1日から指定します。追加となる景観重点候補地区も一応挙げています。地域住民の気運が高まるようならこれも審議会にかけながら重点地区が増えていくと思っております。

牛尾昭委員 3つの地区の具体名を教えてください。

建設企画課長 牛尾昭委員 浜田漁港周辺地区、浜田城周辺地区、美又温泉地区としています。

牛尾昭委員 7番の景観重要建造物という定義があります。歴史的建造物はここに重なるのでしょうか全然違うものなのでしょうか。

建設企画課長 法律上では文化財と景観等を兼ねることは出来ませんので、まず、文化財保護法で審査、確認してもしかかかっていないようならこちらの景観の方

牛尾昭委員 　　で審査していくと思います。

牛尾昭委員 　　例えば真光町の江戸時代から続いている米問屋の建物がそのまま残っています。これは文化財ではないですが残すべきだと私は思っています。例えばそういう場合はこれに適合するという認識でよろしいですか。

都市建設部長 　　これはあくまで景観なので、昔の風情を残しているとかだと個人所有でも該当する可能性はあります。

牛尾昭委員 　　景観ということは外側だけということですか。

建設企画課長 　　デザインや色彩、見た目ですね。

牛尾昭委員 　　助成ですが予算は例えばどのくらいをイメージすればよろしいですか。

建設企画課長 　　指定しようとしている美又温泉地区は街並みを整備するという事で県の補助金が事業費の半分であったり、市が8分の1出していたりで予算化しています。

牛尾昭委員 　　美又全体の景観条例の場合、外側を整備するという事でしようか、打ち切り等があるのでしょうか。

建設企画課長 　　200万が限度で2分の1です。ですから計画をずっと、補助制度がなくならない限りは続けていけると思っています。

牛尾昭委員 　　県予算は200万打ち切りということですが、美又の場合は県は2分の1、市は8分の1ということでしたが、新たに景観条例を作られるわけだから、市も予算枠をある程度用意されるのだと思います。計画はお持ちですか。

建設企画課長 　　今後そういった新たな指定がかかってきたりする部分が見えてきたら、予算要望をしていく格好です。今は具体的には持っていません。

笹田委員長 　　その他。表彰について分かればお願いします。

建設企画課長 　　表彰についてですが、県の表彰の島根景観賞は引き続き残ります。市の条例の中で引き続き表彰していきます。浜田市自体の表彰内容については今後検討し、県とダブらないようにしたいと思います。

笹田委員長 　　その他ありますか。

（ 「なし」という声あり ）

　　ではこの件については以上とします。

## 2. 議案第87号 浜田市一般市営住宅条例の一部を改正する条例について

笹田委員長 　　執行部から補足説明がありますか。

（ 「ありません」という声あり ）

笹田委員長 　　委員から質疑はありますか。

原田委員 　　用途廃止後施設は売却を検討とありますが、時価はどのくらいでしょうか。

建築住宅課長 　　まだ評価額等は調べておりません。今後の課題としてその調査をし、用途廃止後に売却を検討したいと思います。

牛尾昭委員 　　築40年近く経っており、耐震化法改正前の建物ですが、この施設が売れると執行部はお考えでしょうか。

建築住宅課長 　　今の住宅が入居者が退去されたので用途廃止を検討しています。この住宅がわりと良好ですので、耐震補強はされていませんがその現状を理解していただいた上での売却を検討したいと思います。

牛尾昭委員 　　耐震補強されていないことを理解していただいた上で売却するというのを公が事業としてやるべき事業なのかと思います。理解をしていただいて地震が来て倒壊したという場合は責任問題に発展するのではと危惧します。

そんなことはないとは思いますが、公の建物を処分するのでそこまで配慮が必要ではないかと思いますが、そういった過去の事例はないのでしょうか。

建築住宅課長

耐震補強がされていけませんので入居される場合は耐震補強が必要だというお願いをした上で売却を考えています。どうしても処分できない場合は解体していく予定です。

笹田委員長

その他ありますか。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

### 3. 議案第88号 浜田市空き家等対策の推進に関する条例の制定について

笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。

( 「ありません」という声あり )

笹田委員長

委員から質疑はありますか。布施委員

布施委員

第6条の市長権限が入ることは大きな改正点だと思います。第7条3項は権限が市長に有るということで通知するそうですが、協議会を作って意見集約したものを文書で通知するものか、独自でされるのか伺います。

建築住宅課長

緊急安全措置は緊急時の最低限措置と考えています。協議会を経るのではなく市の組織で検討して通知し最低限の手当てをする考えです。

布施委員

異論が出ることもあると思います。その時には交渉余地があるのでしょうか。

建築住宅課長

この条文があることでむやみやたらには出来ないと思うので、慎重に対応すべきだと思っておりますのでよく検討したいと思います。

布施委員

景観条例の部分は今まで景観計画があつて条例を作るようですが、この空き家対策は条例を作った後に計画を作るようですがこの条例が通りますと計画案を作つて協議会でパブリックコメントを確認しながら計画を作っていくと思いますが、委員会での意見集約はできると思いますが、これまで議員が一般質問などで現状について意見を述べてきました。その意見を集約して計画の中に意見集約して入れていくものか、条例が通ると計画案を作つて終わりなのか伺います。

建築住宅課長

この条例で協議会を置くことにしています。協議会をおきましたら空き家等対策計画を概要版でパブリックコメントを諮った内容を協議会で更に諮り承認をいただきます。今までいただいた意見をその形で諮って取り入れたいと思います。

布施委員

議員の現状での色んな質問部分で、実効性がないのではないかという指摘もありました。その指摘に対して計画案の中でやっつけられる決意がありますか。

建築住宅課長

実効性の話になりますが、議員から質疑の時に挙げられた内容は担当課としてもよくよく承知しています。それをすぐ実行できるかというとなかなか出来かねます。国の法でも指導、勧告、命令という道筋が出来ましたが、それに至るまでには手続きをしていってやっつけ成り立つ流れが示されています。それを踏まえうえて空き家等対策計画の中で謳ってご理解を得たいと思います。

布施委員

実効性がないと意味が無いと思っています。これを入口でしっかりやらないと、ごみ屋敷、危険家屋、多く周辺住民に今以上に影響すると思いま

- 都市建設部長  
す。実効性を持ってやっていただきたいと申し上げておきます。  
これまで様々な意見を伺っています。これは計画です。個々具体を書き連ねられませんし、特措法できてこの計画があり、条例も新たに作ります。行政がやっていかなくてはいけない機運の情勢もあります。逆にこのような物件を持っている市民の方々に対しても意識醸成をはかっていただくことが大きな目的ですので両面で対策を進めていきたいと思えます。
- 牛尾昭委員  
部長のおっしゃることはよくわかりますが、危険家屋が所有者の関係でそこから動かないということもあります。先日、総務文教委員会を傍聴したところここ数年で空き家が市内の16町で15,000平米できた。そのうち3割弱の建替えがあったと、資力のある方は駐車場にしているが、ほとんどは野ざらしですよ。空き家だけ危なくないという家はたくさんあると思いますが、それがどんどん危険家屋になっていくときにこの条例を制定することにより更に踏み込んだことができるなら非常に良いことだと思いますが、条例ができて現状と変わらないなら何のための条例かと思えます。希望が見えるような条例制定なら当然喜んで賛成したいですが、行政として作りはしたけれど所有者の問題で何も前に進まないというなら意味がない。実際の運用にあたって変わらないのであれば不要だと思います。もう少し突っ込んでこれを作ればこういうふうになる可能性があるということと言及してもらわないと、この件については10年以上抱えている課題もあって賛成しにくいんです。市役所としたら体裁を整えされたが、現場が変わらないようなことがあるなら、もう少し説得をしてもらわないと賛成しにくい案件だと思いますがいかがでしょうか。
- 建築住宅課長  
ご指摘を聞いてごもっともだと思う所もあります。我々も資力がないとか解体費用が捻出できないといった話が一番ネックだと思いますし、登記の都合で権利者に辿りつけないことが多々あります。所有者等の責務という条例の中でも書かせていただいています、自らの責任においてというのが大原則だと思っています。この大原則を謳いつつ市が支援して行くことを書いていますので今までと同じと言われると非常に辛いですが、法の中では指導、勧告、命令というものが手続きとして明示されましたので、これを最終的にやっていくことになるということで市民の皆さんにも理解していただきたいと思えます。
- 牛尾昭委員  
ですからそれは分かるんですが、結局強制力がないわけですから、現状と変わらないわけですよ。所有者が例えば、解体したらいくら手元に残りますよという話になればそれならやろうかという話にもなりますが、解体すればこれだけ負担してくださいということになれば、先に進まないという事例が多いと思えます。それと相続の面で難しいということでしたが、追い銭かかると聞けばためらう人の問題解決は簡単だと思います。そこにある程度の金額なら市が税金を投入して回転していくんだと謳われるような条例だと一歩も二歩も前進だと思うのですが、今のような関連論のような堂々巡りみたいなことではこの条例を制定する意味が無いように思えます。現状が進まない案件を何とかしようということがないと、前に進まない気がします。そこまで踏み切らないとある程度案件は解決しないように思われますがいかがですか。
- 建築住宅課長  
市はどこまで支援すれば正解なのか、なかなか難しいです。おっしゃることも理解は出来ませんが、どこまで市が手を出せば良いのか。空き家の件

数も多いのでその部分が少しネックになると思います。

牛尾昭委員

市長が高齢者の交通事故が多いから70歳以上は免許返納された方にはいくらか出しますというのは市長の政策だと思います。ここに新たな税金を投入するわけです。比較すれば同じだと思います。周辺の方は危ない状況です。同じケースだと思います。交通事故を起こすか、隣の家が倒壊して被害をこうむるか人命に関しては同じケースだと思っております。ぜひ政策として踏み込んだメニューを作っていないと、精神が生きて来ない気がします。長年この問題で立ち往生しているから余計にそう思うのかもしれませんが。条例を制定した後でも検討していただかないと。

都市建設部長

条例の中に具体的な、例えば100万円市が出せるといったようなことは難しいと思います。基本的には個人の財産は個人で責任を持って処分や管理をすべきものだと思っております。これまでも無策でいたわけではなく解体補助事業もしております。50万40万円の補助制度も設けてきました。この度は国の法律の裏づけができましたので、それとの文言の調整で市の条例を変えたものです。松江市に次いで浜田市も空き家条例を策定しています。それを文言の調整をして、それに基づいて空き家対策の計画を作っていく中で指導、命令、勧告や緊急措置等を判断し、市に必要なものだと判断されれば公費を投入することもあると思います。

牛尾博美委員

市道認定で松原に来ていただき、私の近所をみていただきました。37世帯くらいある中で7つが空き家で、そのうち1つを見ていただきました。朽ちて倒壊寸前の2階建て家屋です。我々地域の者はもう20年くらい前からなんとかしてくださいと動いていましたが、市としては私有物ということで、コーンを置く程度の処置しかされていません。この20年間それ以上のことはできていません。市内各地にそういうケースがあると思いますが、特に通勤通学、突風が吹くとみんなひやひやしてそこを通っています。夏になると藁が全体を覆って近所の人枯葉を毎日拾っています。今回のこの条例が出来ることで一歩も二歩も前進するとは思いますが、それ以上のものがないとやれない状態にきています。市民に対して環境や安全性を啓発するのであればいいですが、すでにそれ以上の最悪の状況が既にあることを認識していただいて、地区で対応はもう出来ない状況で、行政の介入が必要なのです。ランク付けするなりして強制執行がいつも個人の資産に対してどんなものでもできるとは思いませんが、何らかの手立てができるような空き家対策の推進に関する部分でそういう条項を作ってもらえないかと思うんですが。

建築住宅課長

言われる物件は我々も知っていますし、酷い有様だということも承知しています。緊急安全措置というのをこのたび新たに設け、とりあえず安全確保として手を打たねばと考えています。所有者を見つける作業など手間がかかるかもしれませんが、最終的には法の中で示されています勧告から始まって命令になってそれでも動かない場合は行政代執行という流れまで法で謳われていますので、そのような対応になると認識しています。

牛尾博美委員

緊急安全措置を講ずることが出来るというのをもっともっと前進させて、最悪の事態の場合にはあらゆる手立てを講じて、自治体でやれる色んな手をつくしたけれど、安全性や環境などを鑑みながら最終的に代執行することが出来るようなものでないと前に進まないと思います。この条例の中に、あらゆる手順を踏んだ上の措置をして市民も納得できる流れで法律に則る

建築住宅課長 形で強制代執行することが可能かどうか、考えられるかどうか伺います。

空き家の最終的なところまでいく流れについては条例の中では触れていませんが国の法律の中で空き家など対策計画を立てることになっています。協議会を置く目的はこの空き家等対策計画を策定あるいは変更していくための協議会ですので、対策計画の中で法的手続きの関係も分かり易く、流れが理解できるように整理していきたいと思います。

牛尾博美委員 条例については前に進んだと思いますが、特例的な意味で、最悪の状態のものを弁護士や司法書士、法務局など費用や時間もかかるとは思いますが試験的にやってみると、もしかすると新たな解決策や、所有者の意思が確認出来スムーズに行く場合もあるかもしれませんので、1事例としてトライして見本を一度やってみてもらったらどうかと思います。参考に考えていただきたいと思います。

建築住宅課長 協議会が出来ますので、そこに諮ったりして検討したいと思います。

笹田委員長 牛尾博美委員が言われた件は、その裏に住まれていた方は危険家屋と判断して引っ越しをした市民がおられます。既に迷惑がかかっていることを強く認識して欲しいと思います。条例が制定された以上は真摯に受け止めて地域の住民の安心安全に努めていただきたいと思います。

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

#### 4. 議案第89号 弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例について

笹田委員長 執行部から補足説明がありますか。

( 「ありません」という声あり )

笹田委員長 委員から質疑はありますか。

原田委員 用途廃止後の施設は入居者に無償で払い下げとありますが、何か条件がありますか。

建築住宅課長 条例の中に謳ってあります。住宅貸付期間25年が満了した場合となっています。

牛尾昭委員 当時、弥栄村の政策は画期的でした。現在、同じ25年住んだら住宅が貰えるという決まりに該当する25年未満の方は何名おられますか。

建築住宅課長 15世帯のうち4世帯が対象になりましたので、残り11世帯です。

笹田委員長 他に。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。ここで暫時休憩します。再開は11時10分です。

[ 10 時 58 分 休憩 ]

[ 11 時 06 分 再開 ]

#### 5. 議案第106号 指定管理者の指定について（浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設）

笹田委員長 執行部から補足説明がありますか。

( 「ありません」という声あり )

笹田委員長 委員から質疑はありますか。

布施委員 指定管理について委員長に許可いただきたいんですが、全般的に関わる

<p>笹田委員長 布施委員</p>	<p>質問をしてもよろしいでしょうか。 許可します。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>基本的に原則は公募だと思っています。考え方を再確認したいです。前回の指定期間があって今回も指名の候補に入っているとのことですが、現状の管理が徹底していないという指摘がありました。モニタリングによって指導しているということがありましたが、原状はモニタリングの通りにっていない現状があるのではという指摘もありました。お伺いします。</p>
<p>笹田委員長 布施委員</p>	<p>公募と指名についてです。原則はやはり公募だと思います。指定管理はサービスの向上と経費削減が目的です。その中で民間の活力を活用していいサービスを提供しようというものでありまして、その中で公募を進めるのは大原則です。その中で指名という方法もあります。選定方法、指名理由が書いてありますように、該当する場合は指名としています。浜田市の指定管理推進本部会議で協議して決定しています。ア、イ、ウ、エ、オと理由があるわけですが、先般もサービスが上手く行っていないというご指摘もいただきました。モニタリングレポートの話もありました。担当課より指定管理者へ苦情があれば伝えたり、改善をお願いするなど協議していますが、年に1度モニタリングレポートを提出していただき公表していません。単純に施設を管理する団体だから指名ということではなく、且つ、モニタリング評価が高い所に指名でお願いしています。しかし、すぐ結果が出るような良いサービスを提供できない場合もあるかと思っています。それは引き続き協議をしたり指示をして改善を求めていきたいと思っています。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>選定理由については分かりました。モニタリングレポートで判断し指名するという話でした。改善をお願いしても改善されてないケースがあった場合、担当課として改善点のチェックは年に1回しかありませんか。モニタリングレポートだけで判断していますか。</p>
<p>笹田委員長 布施委員</p>	<p>常に連絡を取りながらやっています。結果として指示を出して改善があった点を逐次報告はしていませんが、各担当課で進めていることと思います。あまりに酷い場合は手続き上は取り消しも可能ですし、指定管理者も努力はしておられますが、指示のとおりにはいかない場合もあると思います。良い物に届くまでには時間がかかる場合もあると思います。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>市民が受益者が良いように使えることを優先して考えれば、指定管理者に任せるのではなく、担当課から指摘することも必要だと思います。指定管理をするために作った団体があると言われましたが、会社を興されて法人がある場合と、今みたいに指定管理をするために集められた地域の協議会などの団体もあると思います。それに対しての公募と指名の選定の差はあるのでしょうか。</p>
<p>笹田委員長 原田委員</p>	<p>お手元の資料、指定管理議案説明資料の真ん中あたりに理由がありますが、当該施設を管理することを目的にした設立の法人であって、かつというお話をしたと思いますが、こういう理由があれば指名もあると思います。これまで指名だったものから公募になったものもありますし、差はないと思います。</p>
<p>笹田委員長 原田委員</p>	<p>その他ありますか。 指定期間は3年間となっています。18年からずっとやっておられて経営も上手いことされているが、何故3年なのか、5年にならない理由があるのでしょうか。</p>

三隅産業建設課長 期間については調査会で少し報告している内容になります。類似施設の一元化で説明があったと思います。今までは5年で更新してきました。三隅中央会館多目的集会施設ですが、三隅中央公園の中にある施設でアリーナがあって研修施設でスポーツ施設の機能も備えているということで一元化で財団が管理しています。窓口1本化ということで生涯学習課の方へスポーツ施設の一元化ということで検討されています。今、公園の指定管理期間と、多目的研修集会施設の更新の年度が1年間ずれています。一元化や効率のために更新年度を揃えようという目的があります。指名の選定方法についても、スポーツ施設は公募も検討していくということで、そういう意味で次回の更新時期を平成32年度に、公園施設と多目的研修施設も揃えるということで、今回この期間とさせていただきます。

原田委員 一元化するのには確かにこの前話がありました。余り問題もなく18年やっておられているので、本当なら5年くらいにしてあげてやったほうが先々のことも読めるし良いのではないかと考えて発言しました。出来たらそういう方向の体制に持って行っていただきたいと思います。

三隅産業建設課長 今、非常に適正な管理をしていただいています。評価しています。選定方法等のことも含め一度整理するため、32年に更新と。次の更新の時には公募になるか指名になるかは分かりませんが、次は期間が揃うので次から5年になると思います。

牛尾昭委員 指定管理全般について1つ質問してもよろしいですか。

笹田委員長 はい。

牛尾昭委員 2006年から指定管理制度がスタートしたと思いますが、この間の指定管理したことによる行革効果を掴んでおられればお聞きしたいと思います。

行財政改革推進課長 指定管理が始まり10年以上経っています。今回の行革の中でも項目を挙げていますが、金額を正式に積み上げたものは持ち合わせていません。

牛尾昭委員 大事なことですので、アバウトでも良いので後でお示しいただきたいと思います。公募のときのプレゼンの評価は、例えば雇用の安定といったことを考えるなら優秀な事業者には10年くらいの期間を与える方が経営や雇用の安定に繋がるのではと一般質問したことがありますし、先進事例もあります。浜田の千畳苑では前の指定管理者とトラブルがありました。プレゼンは素晴らしかった、オープニングも素晴らしかったが中身がついてこなかった。公募による事業社も何社かありますがプレゼンは良かったが中身がついてこないという判断はどのように分析して評価されているのか伺います。

行財政改革推進課長 先ほどの指定管理については、指定管理することによって市民、行政、指定管理者がトリプルウィンが大事なのだと議会でも指摘をいただきました。プレゼンの例をだされましたが、現在の候補者選定については選定委員会10人をもって、受益者と有識者でプレゼンを聞いた上で判断していません。市の方で諮問をして答申をいただいています。最終的に判断して市から議会へ上程させていただいています。説明資料の公募のところ、例えば産業建設の担当部分で言うと22ページ、公設水産物仲買売場、公募の結果応募者が2社あり云々とあります。インセンティブについては指名、公募の前段階で判断すべきだと思っています。実際に進めていく上でプレゼンと中身の違いは、モニタリングレポートを踏まえて業者と協議をしなくてはいけないと思いますし、判断していかないといけないと思っています。

10年の話ですが、総務省で3年に一度、指定管理の状況の調査をされています。最初のころは指定管理が3年間というのが多かったですが、今は5年が主流になっています。10年間というのは当初からありましたが増えてはいない状況です。今の指定管理の大きな課題の1つは雇用の安定です。浜田市の場合は最初は3年やってみて、次に5年やるのが大原則となっています。施設の統廃合を進めていく中で少し柔軟に指定期間を配慮いただけるように、長期というものを検討していくように整理をして考えていかなくてはならないと思います。浜田市では10年というのは無いですが、しかし指定管理全般の課題の中ではそういった長期のものも検討していくべきだと認識しています。

牛尾昭委員

次の指定期間は2つくらいの施設を括って応募ということでした。指定管理の軽減を狙っていると認識してよろしいですか。

三隅産業建設課長

そういうことを考えています。

牛尾昭委員

差し支えなければ目標を伺いたいと思います。

三隅産業建設課長

今のところ具体的にはありません。

笹田委員長

その他ありますか。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

## 6. 議案第107号 指定管理者の指定について（森の公民館）

笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。

( 「ありません」という声あり )

笹田委員長

委員から質疑はありますか。

牛尾昭委員

素晴らしい施設で、県外からもお見えになるし最高のロケーションで、浜田の中でも自慢できる施設だと思います。指名で5年と決まっているけど、こういう団体こそ10年くらい安定して担当してもらうべきだと思っています。見解をうかがいます。

金城支所長

ご紹介いただいたとおり、この施設は元々平成8年、地元の音楽を通した青年のまちおこしグループを支援するというので整備しました。その当時から直営委託をしていて、指定管理が導入されてその団体に指定管理を指名でお願いしている経過があります。この団体はこの施設を維持するために年間約460万円の収入がありますが、その内の150万円を外のイベントの音響などのお手伝いをして営業外収入などの財源を得て今日まで維持していただいている施設です。25年度には700万弱の予算をつけて施設改修させていただき、年間利用者が3500人くらいから6400人まで増え、県内外から若者を中心に利用してもらっています。今後より一層の支援をしていきたいと思っています。

笹田委員長

その他。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

## 7. 議案第108号 指定管理者の指定について（浜田市ふるさと体験村施設）

笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。

( 「ありません」という声あり )

笹田委員長

委員から質疑はありますか。串崎委員。

串崎委員

12月9日の本会議場で、ある議員が体験村は指定管理を受けているだけで本気でやっていない、今後の継続も考えるべきだと言う厳しいご意見が本会議場に出た。平成20年からの業績を見ても頑張っていると感じています。弥栄は体験村を核として地域活性という形で市職員ともどもがんばっていただいております。この前いただいた事業報告書、かなりページ数もいっぱいありしっかり書かれています。イベント、食堂、特産品、どぶろくの収支報告等きめ細かい報告がされています。浜田市が元気になるためには議会と執行部、車の両輪だと言われています。今回厳しいことを言った議員は、何回も体験村を使用されこの事業報告書を熟読された結果の発言だと私は感じております。指摘だけなら小学生でも出来ます。指摘はするが後は自分で考えろということでは議会人として失格だと思いますし、浜田市もよくなりません。どこが悪いかどうすればよいか思いや考えを議員よりご指導を願うべきだと思います。指摘の内容の報告書を貰うべきだと思います。私は約3年前に体験村評議員でした。その会議でも今回のことについて色々話をされると思います。理事長、副理事長、理事会にも報告が必要だと思います。本会議場での発言なので、弥栄支所だけの対応ではなく本庁の中村部長の所で話をされ、発言された議員よりご指導を仰ぎ報告書の提出を受け、先ほど言いました評議員と理事会で共有することで今後益々体験村が発展すると思っています。中村部長のご見解をうかがいます。

産業経済部長

弥栄村当時の思いがあり、素晴らしい施設だと思っています。今後私どもが考える浜田のまちづくりになくってはならない施設であることは間違いありません。それをいかに活用して皆さんに来ていただけるものになっていくのかを考えたいと思います。市全体で取り組むのは当然であり、今後もそうしていきたいと思っています。指定管理料がありますので収益を上げていく工夫をすればそれを下げて将来やっていけるような方向性を考えていきたいと思っています。

串崎委員

部長のご意見はごもっともだと思います。本議会の話ですので、これに見合うような報告書を提出いただかないと、何故そのようなことを言われたのかが分かりません。これくらいの規模をいただいて、評議員と理事会にかけて検証し、より良い体験村にしたいと思っています。このままでは何が悪いかわからないのでご指導を仰いでいただきたいのですが。

産業経済部長

我々もそのことについて研究する立場だと思います。それも真摯に受け止めて体験村と協議をして活性化を図っていきたいと思っています。

笹田委員長  
牛尾昭委員

その他。  
本会議である議員が言ったことは、言い過ぎとは言いませんが、言論の府ですから本会議で議員が一定レベル以上のことを言おうが本人に責任が帰結するわけですから、そのことについてあれこれ言うのは難しいと思います。ただ、言っている事と悪いことはあると思いますので今串崎委員が言われたように、ダメだと叩くだけではなくどうすればよくなるのか提言して始めて健全な議会だと思います。平成17年に合併してお互いが助け合って新市の中で生きていくわけですから、その地域の拠り所を罵倒されるとその地域の議員として怒り心頭なのはよくわかります。我々は体験村がどうすれば忙しくなるのかというのを提案すべきで、市を挙げて政策を総動員して弥栄や体験村が元気になることを考えるべきだと思います。指名

牛尾博美委員	<p>でおやりになるのが最適だと思います。</p> <p>私もしばしば行きます。弥栄自治区を代表する施設だと思いますし、地域の方もそう考えてしっかり応援されています。トップが変わると当然それに対する方針や目標、職員のモチベーションも変わってきます。耳にするのは、弥栄の体験村社員はトップが頻繁に変わって、今どなたかは分かりませんが非常に不安定だと思います。現状どうなっていますか。</p>
弥栄産業建設課長	<p>この4月から、理事長と事務局長が変わりました。スムーズな引き継ぎが出来ずつまずいたとのこと。事務局長ですが新しく指名してやっていただきましたが、なかなかうまく運営ができなかったとのこと。今は不在です。ある程度選定してしっかりした人をあてがわなければいけないので探しているところですが、適任が見つからない状態です。事務局長代理を据えています。運営については理事長と専務理事を設け、弥栄支所も今まで以上に積極的に関わっています。毎月1回企画会議をやっており、施設と我々一緒になって今後の方針を出しています。厳しい状況ですがふるさと寄附に猪の鍋セットを出して57件申し込みがありました。どぶろく特産品詰め合わせセットですとか、体験村宿泊プランも出しながら集客を狙っています。まだ、十分ではありませんが職員一緒になって取り組んでまいります。</p>
牛尾博美委員	<p>トップというのは組織の中核です。その人の指示に従って方針が決まったり、職員の意識やサービスの向上もあると思います。頻繁に変わることも決して悪くはないと思います。良い意味で前に進めばいいですが、変わることによって後退することもあります。もう少し積極的な、公募というわけにもいかないかもしれませんが。弥栄自治区だけの施設という内向きではなく、県外にまでうって出るような目標を持って、ぜひしっかり考えて。人が変わるとサービスも変わりますので。熱意のある人をお願いするとか、内にこもらず全方位で取り組んでいただきたいと思います。</p>
弥栄支所長	<p>事務局長不在で今非常に苦慮しています。すぐに人選したい思いは持っていますが、相応しい人物を選ぶという意味において全国公募も含めてもう少し時間をいただいて考えたいと思います。今は大事な時期です。軽く選んでまた交代となると振興公社職員にも悪影響になります。売りになるメニューを真剣に考えて売上を伸ばしたいと思います。貴重なご意見をありがとうございました。</p>
笹田委員長	<p>その他。</p> <p>( 「なし」という声あり )</p> <p>ではこの件については以上とします。</p>

**8. 議案第109号 指定管理者の指定について（浜田市八戸川農村公園）**

笹田委員長	<p>執行部から補足説明がありますか。</p> <p>( 「ありません」という声あり )</p>
笹田委員長	<p>委員から質疑はありますか。</p> <p>( 「なし」という声あり )</p> <p>ではこの件については以上とします。</p>

**9. 議案第110号 指定管理者の指定について（浜田市地域材利用促進交流館）**

笹田委員長	<p>執行部から補足説明がありますか。</p>
-------	-------------------------

笹田委員長 ( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**10. 議案第111号 指定管理者の指定について（浜田市公設水産物仲買売場）**

笹田委員長 執行部から補足説明がありますか。  
( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
牛尾昭委員 応募が2社とのことですが、もう1社はどのような会社ですか。  
漁業活性化室長 株式会社コムサです。  
笹田委員長 その他。  
( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**11. 議案第112号 指定管理者の指定について（岡見漁業振興会館）**

笹田委員長 執行部から補足説明がありますか。  
( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
笹田委員長 ( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**12. 議案第113号 指定管理者の指定について（浜田市地域交流プラザ）**

笹田委員長 執行部から補足説明がありますか。  
( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
笹田委員長 ( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**13. 議案第114号 指定管理者の指定について（浜田市三隅特産品展示販売センター）**

笹田委員長 執行部から補足説明がありますか。  
( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
笹田委員長 指定期間が5年間になって、この12月は三隅道路が開通します。現状維持が精一杯で、通行量が少なくなると利用者が減り売上減になっていきます。瑞風が徐行運転するというのでお話を伺いにいくと、従来通りに仕入れをしても良いのでしょうかと聞かれました。非常に利用者減を心配されています。市が一緒になって利用者増を目指していかないといけないと思いますが長期的な考え方を伺います。  
布施委員 今週日曜に三隅まで開通するとのことで、その影響については本会議でも申し述べたとおりです。通行車両の落ち込みは大きいので売り上げ減となる懸念は充分認識しています。道の駅が目的地となるしか売上の現状維持は難しいと考えています。特色あるものを打ち出していき、レストランメニューや販売上の産品、また地域の方と協力しての朝市等、地域を巻き込んだ取り組みを早急に進めなければならないと考えています。また、ふ

るさと納税のようにお客がその場に来なくても物が買える方法も視野に入れなければならない。情報発信の時代ですのでSNS等を活用しての情報発信を行って来ていただく活動を進めなければと思います。

平日利用はレストラン利用がかなりあります。11時から1時までの間に結構利用があります。その利用調査をしています。益田方面からの上り利用が6割、浜田からが4割。仕事関係で移動されるときに三隅で昼食を取ろうという方が多いようです。三隅インターに上がらずに目的地として来ていただける方法を考えていきたいと思っています。

布施委員

課長が言われた、まさにそこです。寄ってみようと気持ちにさせる。食事を売りにすること。瑞風のロケーションを活かしていただきたい。1つ残念なのは、レストランはありますが朝食セットはもうやっていないということで。他でやっていないことも利用頻度が上がるのではと思っています。何がベストかを整理して利用率がアップすれば、指定管理を今後受けようとしている方も頑張るのではないかと思います。

三隅産業建設課長

朝食セットですが12月から3月までの期間は休止で、4月から再開します。冬場はどうしても利用が少ないので休止しています。15食限定で7、8食は出ています。これを楽しみにしてきていただく方もおられると思いますので継続して続けていきたいと思っています。

牛尾昭委員

ライダーは山陰道はだいたい走らないと言われました。あそこにシャワーがあると良いという書き込みがありましたことを紹介しておきます。あそこに住みついている猫がいます。猫ブームにあやかると言った手法もあるように思います。

笹田委員長

他に。  
( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。  
ここで暫時休憩します。再開は13時とします。

[ 12 時 02 分 休憩 ]

[ 12 時 58 分 再開 ]

笹田委員長

会議を再開します。再開するにあたり最初に行財政改革推進課長からよろしく願いいたします。

行財政改革推進課長

午前中の指定管理者制度の効果額についてご質問がありましたこの件についてですが、浜田市が取得したり、建築してすぐに指定管理に出したりしているものもあります。当初管理している建物に対して経費プラス人件費部分を十分に精査したうえで指定管理に出すということを制度的にしていなかったのが非常に積上げが難しい部分があります。指定管理の目的であるサービスの向上ということであると直営とするより逆に経費的にかかるケースも想定されます。今回の行革計画の中でも現在指定管理に出しているものの経費を見直して精査をして数字も出しております。一方で公募も進めていこうということもあげておりますが数字的に積算したのを持っておりませんし困難なところもありますので事情もありますので今後もサービスの向上と経費の削減が目的だと思っています。

#### 14. 議案第115号 指定管理者の指定について（黒川改良住宅）

笹田委員長  
建設住宅課長  
笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。  
( 以下、説明 )  
委員から質疑はありますか。  
( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**15. 議案第116号 指定管理者の指定について（浜田市一般市営住宅及び浜田市特定公共賃貸住宅（金城地区））**

笹田委員長  
笹田委員長  
牛尾昭委員  
建築住宅課長  
笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。  
( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
もう1社の社名をお願いします。  
株式会社コムサです。  
その他ありますか。  
( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**16. 議案第117号 指定管理者の指定について（浜田市一般市営住宅及び浜田市特定公共賃貸住宅（旭地区））**

笹田委員長  
笹田委員長  
牛尾昭委員  
建築住宅課長  
笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。  
( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
あとの2社について社名をお願いします。  
浜田土建株式会社と株式会社コムサです。  
他にありますか。  
( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**17. 議案第118号 指定管理者の指定について（浜田市営地域定住住宅及び弥栄若者定住化住宅）**

笹田委員長  
笹田委員長  
牛尾昭委員  
建築住宅課長

執行部から補足説明がありますか。  
( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
もう1社の社名をお願いします。  
株式会社コムサです。  
( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**18. 議案第119号 指定管理者の指定について（浜田市集団移転住宅及び浜田市若者住宅）**

笹田委員長  
笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。  
( 「ありません」という声あり )  
委員から質疑はありますか。  
( 「なし」という声あり )  
ではこの件については以上とします。

**19. 議案第122号 市道路線の廃止について（美川北5号線外）**

笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。

（ 「ありません」という声あり ）

笹田委員長

委員から質疑はありますか。

（ 「なし」という声あり ）

ではこの件については以上とします。

**20. 議案第123号 市道路線の認定について（美川北5号線外）**

笹田委員長

執行部から補足説明がありますか。

（ 「ありません」という声あり ）

笹田委員長

委員から質疑はありますか。

牛尾昭委員

先般、全委員で全路線を視察しました。いずれも問題なしとの見解を纏めた次第です。

笹田委員長

他にありますか。

（ 「なし」という声あり ）

ではこの件については以上とします。

**21. 執行部報告事項**

**(1) ブランディング実践セミナーの開催について**

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。産業政策課長。

産業政策課長

（ 以下、資料をもとに説明 ）

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

牛尾昭委員

当日の実績が報告できる範囲で結構なのでご報告ください。

産業政策課長

今までのところでは具体的に成立したということはお聞きしていません。

笹田委員長

他にありますか。

（ 「なし」という声あり ）

ではこの件については以上とします。

**(2) ふるさと寄附について**

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。ふるさと寄附推進室長。

寄附推進室長

（ 以下、資料をもとに説明 ）

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

原田委員

見通しはどうか。3月末で昨年並みまでいきますか。

寄附推進室長

11月末で前年比70パーセント程度となっていますので、このペースだと昨年度と同程度は厳しいと思われます。

原田委員

11月調査会でふるさと寄附や特産品を扱う中で不適切な事務がなされていたのではと指摘したが、参事からは事実であるという答弁をいただいた。その内容について議会側に一切詳しい説明がありません。3点ほど確認させていただきます。

事業者と職員との金銭トラブルがあったと事業者から浜田市に報告があったと聞いています。事業者は困って浜田市に相談していると聞いています。浜田市は回答されたのか、まずお聞かせください。

産業経済部参事

事業者間で金銭トラブルがあったのかということについては調査中です。企業さんへの正式な回答については、状況調査が済んでからきっちり

対応したいと思っております。

原田委員

昨年の職員の業務において旅費の取扱いが不適切だったと聞いていますが精算は終わったのですか。

産業経済部参事

旅費の扱いの不手際については9月予算決算委員会において報告させていただいています。これも27年度の事業ですので完了しております。

原田委員

精算は全て終わったということですね、はい。もう1点、旅費は業者へ負担させていたそうだが、業者への補填は終わっているのですか。

産業経済部参事

業者に迷惑がかからないよう、相殺できるよう話はしています。

原田委員

補填は終わったということですか。

産業経済部参事

新たに補填という内容ではなく、重複していたところがありました。認識の違いというところがありましたので、補填をする、しないという段階ではなかったのです。その点については説明をさせていただきました。

笹田委員長

認識の違いとはどういう意味ですか。

産業経済部参事

本来なら業者さんに渡らねばならない委託料、職員が払わなければならない旅費部分があったのですが、その支払は企業さんの方には対価を支払われておりますし、旅費としての精算はついているという認識が図られたということです。

原田委員

認識の違い、よく分からないのですが良いでしょう。後ほどまた教えていただきます。

この件について処分はされたのか、その必要はないのか。業者からも厳しく言われていますし、議会も言いたくはないですが住民の代表として監視機能を担っていますので、やはり真実を言っていたかかないと聞かれてもいい加減な返事をしている状況です。議会もある程度、そういうことがあったならあったように真実を報告していただく必要があるのではないかなと思っているのですが、その辺をどのようにお考えですか。

産業経済部参事

ふるさと寄附については、全国から多くの方から浜田市に対して寄附をいただいております。そういった面においてはきちんとした対応も当然必要だと思いますし、今回の職員のことについても適切に対処されるものであると考えています。人事については私から申し上げられませんが、おっしゃることはよく分かりますし適切な対応がなされるべきです。処分については相談させていただきたいと思います。

原田委員

要ははっきりしていないということですね。

産業経済部参事

私から申し上げることができないということです。

原田委員

参事を詰める気は持っていないのですが、業者からも色々言われますので、真実は真実として全体に共有していただきたいです。昨年のような実績をあげて欲しいですが、ところがこういう話がでると業者のほうも寄附をされる方も不信感を持っておられると思います。むしろそう言ったことがあるなら払拭していただき、寄附者の皆様のご理解をいただいて寄附していただかないと。力が入ってこないように思います。不適切な面はきちんと蹴りをつけていただかないと、むしろ影響が出るのではないかと思います。

産業経済部参事

ふるさと寄附の旅費や委託料支払が遅れ業者にご迷惑をおかけしたことは、これまでもご報告したとおりです。事務に問題があったことが全般に影響してきます。そうならないよう今は適切な事務処理をするよう注意しています。業者さんとの関係についても、企業さんあつてのふるさと寄附

	<p>だと認識しています。信頼関係なくして寄附の増額とはなりませんので業者さんとさらに連携を取りながらやっていきたいと思います。</p>
<p>布施委員</p>	<p>前任者については調査し報告を受けたいと思います。本年度は色々とふるさと寄附が注目され、他自治体も返礼品を充実されて、中には家電を送ったり商品券を送ったりしたケースもあり、果たしてそれが地域を応援することになるのか疑問がありますが、返礼品合戦になっているのは事実であります。</p>
	<p>商品のリピーター対策はできていると思いますが、本来ふるさと寄附は交流人口の拡大だと思います。浜田市のふるさと寄附で知っていただいて浜田に来ていただくことがいろんな経済効果に繋がると思います。木のオーナー制度をしたり、果樹のオーナー制度をして、自分の木や果樹を現地で世話してもらい、そういう現地に来ていただけるようなメニューも増えているそうです。そういう対策を検討されているか伺います。</p>
<p>寄附推進室長</p>	<p>収穫体験の返礼品、スキーのリフト券など、実際に来ていただいて浜田市を知っていただく返礼品を増やしていく必要があると思います。寄附者のコメントでも「産品で知りました。ぜひ訪れたい」という声がありますのでこれをきっかけに浜田市に来ていただく産品の取り組みの強化をしていきたいと思います。</p>
<p>布施委員</p>	<p>密かに来て帰るのではなく、実数を掴んで公表できる形が良いと思います。観光動態を聞きますと県は出ているが浜田市は分かりませんということがありますので、相乗効果を出そうとすれば、ふるさと寄附は入口論であって、交流人口が増えていくように、ふるさとフェアなどで訴えるコーナーをぜひやって欲しいと思います。</p>
<p>寄附推進室長</p>	<p>先進事例などを調べながら、入り込みの動態がつかめるのか伺いながら新たな産品開発に取り組んでいきたいと思います。</p>
<p>牛尾博美委員</p>	<p>リピーター対策ですが、年賀状の送付については10万円以上の方と5回以上された方の人数がありますが、メルマガなどを個別に送信することは不可能ですか。</p>
<p>寄附推進室長</p>	<p>メルマガジンは定期的に配信しています。新年も発信する予定にしていますので、新年のご挨拶と新年特別企画が出来ないか検討しています</p>
<p>牛尾博美委員</p>	<p>それは個別にですか。</p>
<p>寄附推進室長</p>	<p>メルマガについては、宛先に個人のお名前が入る仕掛けになっており、個人名で配信する形になっています。</p>
<p>牛尾博美委員</p>	<p>問題はこれから3月までだと思います。5万、10万円以上の寄附をされた人はもう充分かもしれないし、他のところを探しているかもしれませんが、それ以外に例えば1回だけ利用した方等は、個別にご案内すればリピーターになるかもしれません。効果があるように思いますが。</p>
<p>寄附推進室長</p>	<p>その通りだと思います。寄附の動向をみておりましたが裾野が広がってきて今までの動向とちょっと違ってきていると思いますので、これまで以上にリピーター対策については重要になってくると思いますので、これからも研究をしながら有効なリピーター対策がうてるか研究して実践していきたいと思います。</p>
<p>牛尾昭委員</p>	<p>自分に置き換えれば分かると思いますが、お手紙やメールをもらったということになればもらった人は何か感じると思います。そうするともう一度浜田のものを注文してみようか、浜田のホームページを見てみようかと</p>

いうことに繋がると思います。そちらを怠らないようにやられれば数字も上がってくると思います。

牛尾昭委員

先ほど原田委員が言われた件は、経済部に移ってからの話ではなく財務部時代の話だと認識してよろしいですか。

産業経済部参事

27年度中の処理についてです。

牛尾昭委員

経済部は関係無いわけですよ。何故僕の所に情報が入らないのか悩んでいます。問題があったなら厳正に処罰するべきです。財務部時代の問題ならば財務部長を呼んで事情聴取するべきです。お客さんに迷惑をかけたことがあるのなら大きな問題だが、内部の職員の問題であれば内部でけじめをつけてもらわないといけません。一番盛り上がる時期にふるさと寄附が減ったということになると本末転倒になるのであってはいけません。それについては経済部とすればどうお考えですか。

笹田委員長

提案なのですが、聞いていたり聞いていなかったり、参事のほうからは処分については人事のことなのだという中で情報共有出来ていない部分があると思いますので、ここで委員会として市が認めている処分や不適切だと判断した件について資料提出を求めたいと思います。

( 「はい」という声あり )

笹田委員長

今抱えているものを報告していただいて対処したいと思います。

牛尾昭委員

今年は落ちるだろうという予想どおり落ちています。全国市長会で総務省の課長がきて商品券や家電はダメだよということを通達されました。その7種を引くと浜田市が9位にランクインします。皆頑張っているから落ちているんだろうなということは分かります。そうすると9位はまあまあなのかと思います。しかしトップを走っていた都城市や天童市は去年上位にランクしていた所で引き続き上位の所があります。この差はどうお考えですか。

寄附推進室長

都城市については肉、焼酎に特化して返礼率がかなり高いと聞いています。天童市はそれほど返礼率が高いわけではありませんが、リピーター対策がきちんとされているのかもしれませんが。浜田市も延べ14万人からの寄附をいただいています。リピーター対策も力を入れてやっていきたいと思っています。

牛尾昭委員

天童市はルールを守って上位をキープしています。天童市を見習うべきだと思います。天童モデルを浜田市モデルに活かせばもう少し上がるのではないのでしょうか。天童モデルを徹底的に研究して浜田にも活かせるよう検討をお願いします。

飛野副委員長

事業区分に石見神楽等と書いてあります。この部分が抽象的ですがどういうものを想定しておられますか。

寄附推進室長

神楽に限らず田楽等の伝統芸能も含まれます。

笹田委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

### (3) ふるさと寄附(ふるさと応援基金)の活用について

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。ふるさと寄附推進室長。

寄附推進室長

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

ここで委員外議員の森谷議員から発言の申し出がありましたのでこれを許可してもよろしいでしょうか。

( 「はい」という声あり )

笹田委員長

それでは発言を許可します。なお発言は3回までとなっておりますので申し添えます。

森谷議員

ふるさと応援基金の活用についての表ですが、上半分が旧号で下半分が新号となっておりますが、書き方が間違っていると思っておりますが、旧6号に浜田城に関する資料館及び城山整備に関する事業とあります。これが盛んに推進されようとしているものに関係すると思われまます。3790万と書いてありますがこれはもともとこれに関する積立寄附金が3000万くらいあったのではと思います。実際にふるさと寄附からの積立金は1000万前後だったと思います。この1000万が当時は7億だったんですが、その何パーセントに該当するかということ調べたら、1.何パーセントでした。100人のうち1人くらいの最低の人気でした。とてもじゃないけど使える割合じゃなかったのですが、中期財政計画を見ると1%くらいしか人気のなかったところにほとんど全部の8億5500万の金額が使われようとしているのが不思議です。何故そうなったのか。また最後に説明されたルールで④に「寄附者の共感を得られる事業であること」とあります。資料館城山整備は1パーセントしか寄附者がいなかったのに、90パーセント以上が寄附者の共感を得られる事業とは思えない事業にあてられているのが不思議です。

そもそも財源が厳しいとって自治区制度を辞めたのですから、今回の中期財政計画で黒字になったということであれば自治区制度を復活しないと市民にうそをついたことになる。歴史館については今言ったように関係者も望まない人が多くいる。市民のほとんどが知らないわけです。傍聴人は私と私が声をかけた人だけです。市民に直結したことを。議員もいっておられます。上野議員は山林の間伐、飛野議員はイノシシとクマ対策、串崎議員は草刈、渋谷議員は学校のエアコン、柳楽議員は老人の免許返礼、小川議員はいじめ対策の職員、原田議員は地籍調査、田畑議員は保育、老人、これらを優先して手厚くするべきです。なぜ生活に直結しない多くの金額、8億5千万を歴史館、浜田城整備に使われているのか。議員からも反対の議員が多く、市民生活に直結したものを作って欲しいと思っておりますが、このようになっている理由を1点と。どこでも寄附金を増やすために浜田市が特別やっていることが何か。この2点について伺います。

寄附推進室長

歴史館になるということは私からは答えにくいのですが。

笹田委員長

では2点目についてお答えください。

寄附推進室長

浜田市独自の特別のものというものは無いのですが、リピーター対策に力を入れていく必要があると思います。今後はやはり浜田に来ていただく、定住に繋がるようなこと。トラストバンクさんの新しい取り組みも始まっています。ふるさと寄附を通じて一連の流れに通じるようなふるさと寄附の取り組み強化をしていきたいと思っております。それに共感していただければ寄附も増やしていけるのではと思います。

産業経済部参事

浜田歴史神楽資料館については、別の組織の中でも整備の必要性を含めて検討中です。この整備の必要性については私からお答えは出来ませんが、

寄附をどの事業にあてるかは推進室の業務ですので、私の方で資料館整備をどういった考え方でやったかお答えします。

この事業については中期財政計画に計上済みの事業です。実際にふるさと寄附に入れるかということを経験メンバーによる検討委員会を3回行いまして最終的には市長の政策判断でやることに決定したものです。応援基金をこれに充てることは寄付者の希望する項目に該当する事業ですので、担当としてはこの事業は妥当であると判断しました。

森谷議員

3790万は以前からの寄付であり、ふるさと寄附の金額ではないです。ふるさと寄附の内訳だけを見れば1パーセント程度しかありません。ほとんど共感が得られない事業に約9割があてられている状態が不自然です。ルールといわれてもあってないようなもので市長が言えばなんでもいいのかということがおかしいです。どこでもやっていること以外に何をやっているかを明確に答えることが出来ないわけです。ここまで金額が大きくなったのはどこでもやってないことをやってからです。それがなぜ出来ないかというのを簡単に言えば塙部長が外れているからです。退職したら嘱託として再雇用するとか、あるいは3セクのような会社を立ち上げてもらって自由にやるとか発想を変えるようにしないと人は短所長所があるわけですからこの制度がなくなるかもしれませんので今のうちに効果を出すようにしないとはいけません。

先ほどの職員の件ですが私には入っています。情報が入る入らないは、信頼度の違いです。日々心がけることが情報が入ることになります。私はふるさと寄附制度については反対なのですが、残っている以上はがんばらないといけない、ダメなときにがんばれるような方を担当にしないとしようがない。ぜひそうすべきだと思います。将来におけるリピーター対策等が甘すぎると思います。

笹田委員長

最初の3700万の内、1000万でいいのかと、最後に言われた将来のこと2つお願いいたします。

寄附推進室長

旧6号については20年度からの積立額合計で3792万になっているものと考えております。

笹田委員長

ふるさと寄附ではいくらになっていたんですか。

寄附推進室長

ふるさと寄附の6号として積み立てた額の合計です。米印に関してはふるさと寄附から城山へ積み上げた金額になります。

笹田委員長

暫時休憩します。

[ 13 時 59 分 休憩 ]

[ 14 時 11 分 再開 ]

笹田委員長

委員会を再開します。

寄附推進室長

現在、城山基金には4350万ほど積み立てがあります。もともと800万円ほど一般の寄附があったと担当課から聞いております。平成20年度以降にそれにふるさと寄附から積んで現在の額になったというわけですので、ふるさと寄附から城山基金に積んだ額は3790万になります。

産業経済部参事

整備事業は共感が得られる事業なのかということですが、4つのルールはふるさと寄附を活用する検討する主な事業にあてたルールですので、中財に上がっている4つの事業のために考えられているルールではないとい

うことを申し上げておきます。

資料館整備事業についてはここにも書いてあるとおり、旧1号、旧6号、新1号、新2号、新5号をあてて整備すると考えています。旧6号に特化した事業ではないということをご理解いただきたいと思います。

森谷議員

7号あったものが5号に変わる時に色んな議員から質問が出ました。どの項目に入れても城山整備に流用できるようにしたのではという指摘がありましたがおのとおりになりました。800万というのは1%ちょっとです。それを隠すために新しいのができて、その内の95%以上を使っている。これらに対してのルールだということですが、前の金額も決めていない、今回から適用する、前のは無茶苦茶に使って良いというのはおかしいと思います。使い方については入らないと使えない。何故埴部長に担当してもらえないのか。これこそ公務員らしくない人材じゃないかと思えます。

産業経済部参事

旧条例・新条例ありますが改正された理由ですが、ふるさと納税の目的が明確に伝わるようにということで寄附者が選びやすいようにしたと認識しています。浜田城基金に多く回せるためにとは認識していません。

以前からの寄付にも当てはめるべきというご指摘はそのとおりです。資料館整備については8億あまりのふるさと応援基金を充当するわけですから、寄附者の共感が得られる事業ということで考えています。

笹田委員長

その他。

( 「なし」という声あり )

#### (4) 元谷団地の入植者募集について

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。農林振興課長。

農林振興課長

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

飛野副委員長

利用権設定の期間はどのように考えておられるのか。販路支援も付加する条件を付けるのか伺います。

農林振興課長

期間は基本的に5年間です。販路指導というか、どういう方が入ってこられるか、作物による差異がありますので入植者が決定してから検討したいと思えます。

飛野副委員長

大量に生産しようとしていますので、販路の問題が出てくるので心配してあげるべきです。浜田市としても事業を成功させるためにもしっかりと支援していく必要があると思えます。中山間直接支払いの対象になるのかとイノシシなどの防護柵は自腹ですか。

農林振興課長

販路の関係ですが、優先する作物がありますので市としてできるだけ販路開拓、支援をしていきたいと思えます。防護柵ですが、国の補助を入れて、1メートルくらいの高さのものになるかと思えますが、ある程度工事が進んできて来年の秋には耕作が始まると思えますので一気に全部まくのか等今後検討したいと思えます。直接支払いについては確認をしてからお答えしたいと思えます。

原田委員

入植者条件の中に、認定農業者または認定就農者とありますがこの違いは何ですか。入植者の決定の中で水耕・溶液栽培野菜、根域制限栽培果樹エリアが入っていないのでいいのですがこの辺は優先順位には入らないですか。

農林振興課長

認定農業者については経営改善計画5年間の計画を出していただき、そ

の内容を審査してやるものです。認定就農者は例えば中高年の方が他の仕事をしておられ、農業経営に意欲と能力を持って頑張ろうという意欲をお持ちの方が該当します。そういう違いがあります。水耕栽培については、根域制限栽培ですが、水耕栽培は入ってこられる人がいれば考えたいと思います。根域制限については金城町はピオーネをしています。果樹エリアに入ってこられれば優先したいと思います。ぜひ応募があればと思っています。

笹田委員長

その他。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

#### (5) 漁業別水揚げについて

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

#### (6) 浜田港四季のお魚カレンダーについて

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

#### (7) 第1回山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン収支決算について

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

申崎委員

繰越金が0円というのは納得いきません。不審に感じます。監査でもありましたか。

観光交流課長

この収支決算についてはこの実行委員会の監査委員の監査を受けて適正に処理をされているという報告を受けました。

笹田委員長

その他。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

#### (8) 美又温泉会館の状況について

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。金城支所産業建設課長。

金城産業建設課長

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

布施委員

7日以上行けば元が取れます。回数券は特典があるんですか。

金城産業建設課長

11枚つづりで大人2500円、子ども1700円です。

笹田委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

ではこの件については以上とします。

### (9) 浜田市住宅マスタープラン(案)のパブリックコメントの実施について

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。建築住宅課長。

建築住宅課長

(以下、資料をもとに説明)

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

### (10) その他

笹田委員長

浜田港長期構想策定について、産業政策課長。

産業政策課長

(以下、資料をもとに説明)

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

その他執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

笹田委員長

今回の報告事項について、全員協議会での報告事項をどうするか委員会として、報告をするもの、しないもの、資料の提出に留めるものの3つに分けたいと思います。

(1)なし

(2)資料

(3)資料

(4)資料

(5)資料

(6)配布

(7)なし

(8)資料

(9)資料

(10)資料

笹田委員長

執行部か何かありますでしょうか。

農林振興課長

飛野委員からの質問についてお答えします。畑地ではありますが、現状では傾斜がありますが、工事をして平らにします。あつたとしても部分的に対象地になるとのことで面積も少ないと思います。

## 22. 所管事務調査

### (1) 「BUY浜田運動」の取組状況について

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。産業政策課長。

産業政策課長

(以下、資料をもとに説明)

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

牛尾昭委員

この運動に参加店を増やすためには、目に見える効果がないと増えないと思います。経済部はどのようなメニューを考えていますか。

産業政策課長

明確な目標のないまま啓発活動を続けても、目に見える効果に繋がっていかないのは充分認識しています。例えば職員が月にいくら使うとかはな

	<p>かなか出来ないことだと思いますが、5000円買おうといったスローガンを掲げるといったことは検討したいと思えます。</p>
牛尾昭委員	<p>商工会が浜田市商品券事業をやっています。これもひとつの参考にしてください。</p>
産業政策課長	<p>ご提案のあったことについて、市職員等できるところから検討したいと思えます。</p>
牛尾博美委員	<p>市民が買う方が抜けているわけです。抜けているということは、旗の立っている所で買いましょうという勧誘が少ないです。美又温泉のタダ券を差し上げるとか、遊び心を含めて市民にPRする、お得感や満足感を抱いてもらうような補助制度、景品、ポイント、そういう部分をもう少し考えないと継続しないと思えます。42店が継続するためには売上があることです。市民が買わないとこの事業は絵に描いた餅になります。市民から喜ばれる内容をしっかり考えて欲しいです。</p>
産業政策課長	<p>ご指摘はごもっともです。遊び心とお得感という言葉をいただきました。その部分については協力店皆さまに、この運動を利用していただいて協力店がお客を呼び込むアイデアを出していただいて、お得感がある運動であるという認識をしていただければと思えます。そのためには市民の皆さん、商店の皆さん、そしてBUY浜田推進委員会の中で検討していきたいと思えます。</p>
牛尾博美委員	<p>この運動だけではないんだけど、チラシ、新聞、口コミ等々のPRは、お金を出さずにやるのは難しい部分です。ぜひ、予算化して市民にPRしてこの運動が長く続くようにしていくことをぜひ考えていただきたいと思えます。</p>
産業政策課長	<p>PR方法について、確かにお金をかける段階にいていません。ケーブルテレビや善意の新聞記事を載せてもらっているのが現状です。積極的にメディアの方に、市民が飛び付くような情報を作って提供していきたいと思えます。</p>
笹田委員長	<p>ではこの件については以上とします。</p>

## (2) インバウンド対策の取組状況について

笹田委員長	<p>執行部から報告をお願いします。観光交流課長。</p>
観光交流課長	<p>(以下、資料をもとに説明)</p>
笹田委員長	<p>説明が終わりました。委員から質疑はありますか。</p>
牛尾昭委員	<p>モニターツアーの件ですが、2010年か2011年に大学の補助金をもらって井上教授ともっとレベルの高いことをやっているのですが、その時にあわせて一般質問をした時に、中国の国際交流員の方に中国向けのパンフレットを作られないだろうかという質問した際、国際交流の本来の役目とは違いますという答弁でした。それから変わったということは聞いていないのですが、今回変わったかなという印象があるのですが、お金をかけてモニターツアーして体験談のレポートを纏めるだけでは意味がありません。これは国際交流員にお願いするという事によろしいでしょうか。</p>
観光交流課長	<p>平成26年12月議会の牛尾委員から一般質問で国際交流員さんに自分が島根県の浜田に来て浜田が良い所だと情報発信してもらうのを仕事としてやってもらえることが可能かとの質疑でしたが、これに対しての答弁は外国の異文化理解を進める目的で中国、韓国などの文化理解を進めるという形</p>

ですので議員さんの提案とは逆になっています。ただし、観光の一助になるということであれば積極的に浜田市の魅力、食文化、地域の伝統芸能などを教えていくということもひとつの方法ではないかと答弁しています。出来ないとは答弁していないと思います。国際交流員の役割は自分たちの母国の文化や語学を市民の方にお伝えするということがありますが、それだけで留まるのはどうかと思いますのでインバウンドに対してどの程度、国際交流員に負担をかけずに協力していただけるかというところは検討していきたい。現在、国際交流員に翻訳を依頼して英語の観光パンフレットを作っています。広島各所に配置をしております。インバウンド対策に向けてどの程度協力してもらうかは今後検討していきます。

牛尾昭委員

平成の始めには英語、中国、韓国のパンフレットを浜田市で作成しました。そういった実績もありますので取組んでいただけてほしい。旭中学の子どもたちがそういうことに取組んでいるということで画期的だと思います。

笹田委員長

ではこの件については以上とします。

### (3) TWILIGHT EXPRESS 瑞風の運行について

笹田委員長

執行部から報告をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

飛野副委員長

もっと期待はしていたのですが、かろうじて折居がビューポイントになったということですが、JR側のメリットは綺麗な夕陽や海原をみるということだと思います。浜田市のメリットは入り込み客を増やすということだと思いますが、瑞風から見るのではなくこちらから瑞風を見るので景観形成をどうするかということになると思います。今朝、この資料の写真にある斜面を見てきましたが低木が全部切って何も無い状態でした。どこの費用で誰がされたのでしょうか。

観光交流課長

JRの浜田鉄道部と白砂公民館と浜田市も参加をして伐採をしました。

飛野副委員長

費用については。

観光交流課長

費用はJRで負担してもらいました。

飛野副委員長

景観形成ですが、カメラを持っている人から言えば列車の横に白い線がありますが通信ケーブルが入っているトラフというのですがカメラを持っている人はこれを嫌います。最近ですがここに電柱があって太い通信ケーブルがありましたこれも嫌いますのでずいぶん良くなったと思います。そこで気になるのがトラフです。トンネルの出口の木が張り出していますのがこれも気にされます。費用の問題もありますが草刈もしないといけないと思いますのでセントピーチグラスも進めていただければと思います。

観光交流課長

さまざまご提案をいただいたので今後も環境整備についてJRに情報提供していきたいと思います。

笹田委員長

ではこの件については以上とします。

執行部の皆さんはご退席されて結構です。採決に入る前に暫時休憩します。

[ 15 時 25 分 閉議 ]

[ 15 時 29 分 閉議 ]

笹田委員長

会議を再開します。議案の採決に入りたいと思います。

笹田委員長

**○議案第86号 浜田市景観条例の制定について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

**○議案第87号 浜田市一般市営住宅条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

**○議案第88号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の制定について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

**○議案第89号 弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

**○議案第106号 指定管理者の指定について（浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

**○議案第107号 指定管理者の指定について（森の公民館）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

**○議案第108号 指定管理者の指定について（浜田市ふるさと体験村施設）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

**○議案第109号 指定管理者の指定について（浜田市八戸川農村公園）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

全会一致で可決するものと決しました。

- 議案第110号 指定管理者の指定について（浜田市地域材利用促進交流館）  
笹田委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
（ 「なし」という声あり ）  
全会一致で可決するものと決しました。
- 議案第111号 指定管理者の指定について（浜田市公設水産物仲買売場）  
笹田委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
（ 「なし」という声あり ）  
全会一致で可決するものと決しました。
- 議案第112号 指定管理者の指定について（岡見漁業振興会館）  
笹田委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
（ 「なし」という声あり ）  
全会一致で可決するものと決しました。
- 議案第113号 指定管理者の指定について（浜田市地域交流プラザ）  
笹田委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
（ 「なし」という声あり ）  
全会一致で可決するものと決しました。
- 議案第114号 指定管理者の指定について（浜田市三隅特産品展示販売センター）  
笹田委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
（ 「なし」という声あり ）  
全会一致で可決するものと決しました。
- 議案第115号 指定管理者の指定について（黒川改良住宅）  
笹田委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
（ 「なし」という声あり ）  
全会一致で可決するものと決しました。
- 議案第116号 指定管理者の指定について（浜田市一般市営住宅及び浜田市特定公共賃貸住宅（金城地区））  
笹田委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
（ 「なし」という声あり ）  
全会一致で可決するものと決しました。
- 議案第117号 指定管理者の指定について（浜田市一般市営住宅及び浜田市特定公共賃貸住宅（旭地区））  
笹田委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
（ 「なし」という声あり ）  
全会一致で可決するものと決しました。
- 議案第118号 指定管理者の指定について（浜田市営地域定住住宅及び

笹田委員長

**弥栄若者定住化住宅)**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
( 「なし」という声あり )  
全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長  
牛尾昭委員

**○議案第119号 指定管理者の指定について (浜田市集団移転住宅及び浜田市若者住宅)**

委員からご意見はございますか。  
株式会社コムサが今委員会でも5つの指定管理者として手を上げていると聞いている。ここ数年の森谷議員の行動を見てみると、いろんなところで自分が手を上げた案件について自分に落ちない場合は落ちた側の事業者を徹底的に叩くと聞いています。また、議員でありながら手を上げその他の競合する相手を罵倒することを一貫しておやりになっているということは議員として好ましい姿ではないのではと思っております。もう一方、5年間ということですので継続して利益を得るといのは指定管理者制度でも請負いに該当するのではとの疑念もあるのでこういった観点から私は株式会社コムサは指定管理者としてふさわしくないのではと思っておりますので反対いたします。

笹田委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご賛成の方の挙手を求めます。  
( 挙手多数 )  
賛成多数のため原案のとおり可決すべきものと決しました。

笹田委員長

**○議案第122号 市道路線の廃止について (美川北5号線外)**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
( 「なし」という声あり )  
全会一致で可決するものと決しました。

笹田委員長

**○議案第123号 市道路線の認定について (美川北5号線外)**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。  
( 「なし」という声あり )  
全会一致で可決するものと決しました。

**23 その他**  
笹田委員長

その他なにかありますでしょうか。  
( 「なし」という声あり )  
それでは、委員長報告については12月20日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただきよろしければ、議場に配布したいと思います。  
以上で、産業建設委員会を終了いたします。

[ 15 時 35 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに産業建設委員会記録を作成する。

産業建設委員長 笹 田 卓